

◆七戸町建設業者工事施工能力審査規則第9条に規定する等級格付基準（H23.5.1以降適用）

1 土木一式・建築一式工事

等級	請負工事設計金額	判定基準	
		総合評定値	技術職員
A級	1,500万円以上	720点以上	土木 6人以上＝1級(2人以上)＋2級＋実務経験者 建築 5人以上＝1級(2人以上)＋2級＋実務経験者
B級	500万円以上1,500万円未満	600点以上 720点未満	土木・建築 3人以上＝1級＋2級＋実務経験者
C級	500万円未満	600点未満	

2 舗装工事

等級	請負工事設計金額	判定基準
		総合評定値
A級	1,000万円以上	720点以上
B級	500万円以上1,000万円未満	600点以上 720点未満
C級	500万円未満	600点未満

3 その他の建設工事

等級	請負工事設計金額	判定基準
		総合評定値
A級	1,000万円以上	670点以上
B級	500万円以上1,000万円未満	500点以上 670点未満
C級	500万円未満	500点未満

(注1) 総合評定値：青森県知事発行の経営規模等評価結果通知書・総合評定津通知書の総合評定値（P）とする。

(注2) ランク付けは、上記表の総合評定値、技術職員（土木・建築のみ）の条件を全て満たすものとする。

(注3) 発注にあたっては、等級のみならず工事の規模、内容及び技術的要素等十分考慮するものとする。

◆下水道工事に係る発注基準について

1. 幹線管渠工事(推進工法)

(1) 青森県の土木一式の等級ランクが特A級の者で建設業法第26条に定める専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができかつ特定建設業の許可を受けた者。

(2) 七戸町建設業者等級名簿(以下「等級名簿」という。)の土木一式の等級ランクがA級及びB級の者で、青森県内に建設業の営業所等を有し、かつ上記(1)の要件を満たす者と共同企業体を結成した場合。

2. 幹線管渠工事(開削工法)

設計金額	判定基準
4,500万円以上	(1) 等級名簿の土木一式の等級ランクがA級の者
4,500万円未満	(1) 等級名簿の土木一式の等級ランクがA級の者 (2) 等級名簿の土木一式の等級ランクがB級のうち十分な施工能力、管理能力を有し、専任の主任技術者を設置することができる者

3. 枝線管渠工事(開削工法)

設計金額	判定基準
2,500万円以上	(1) 等級名簿の土木一式の等級ランクがA級の者
800万円以上2,500万円未満	(1) 等級名簿の土木一式の等級ランクがA級の者 (2) 等級名簿の土木一式の等級ランクがB級のうち十分な施工能力、管理能力を有し、専任の主任技術者を設置することができる者
800万円未満	(1) 等級名簿の土木一式の等級ランクがB級及びC級の者

(注)ただし、工事の難易度等を考慮し、上記区分によらず上位等級業者を選定できるものとする。

◆水道施設工事に係る発注基準について

1. 配水管布設工事（開削工法）

口径	設計金額	判定基準
250mm 以上		水道施設工事 A 級
250mm 未満	1,500 万円以上	水道施設工事 A 級
	500 万円以上 1,500 万円未満	水道施設工事 B 級
	500 万円未満	水道施設工事 C 級

(注1)ただし、工事の難易度等を考慮し、上記区分によらず上位等級業者を選定できるものとする。

(特殊工法(推進工法、水管橋の設置、二重管の布設等)を含む工事、・共同溝内での布設工事、各機関からの依頼補償工事等)

(注2)250mm 未満の設計金額 1,000 万円以上を 1,500 万円以上に、500～1,000 万円未満を 500～1,500 万円未満に変更。

(25.4.19 開催 等級審議会、25.5.14 開催 第3回建設業者審査会において承認)

◆災害復旧工事に係る発注基準について

設計金額	判定基準
1,500 万円以上	A 級
500 万円以上 1,500 万円未満	A・B 級
500 万円未満	B・C 級

(注 1)ただし、工事の難易度等を考慮し、上記区分によらず上位等級業者を選定できるものとする。

この基準は、平成 24 年 2 月 6 日開催の第 11 回七戸町建設業者審査会において決定。

(注 2)設計金額 500 万円未満の判定基準「全ての等級」を「B・C 級」に変更。

(令和 2 年 11 月 5 日開催の第 13 回七戸町建設業者審査会において承認)